


児童虐待と虐待防止委員会

児童発達支援施設 桐友学園
施設長 新福 麻由美

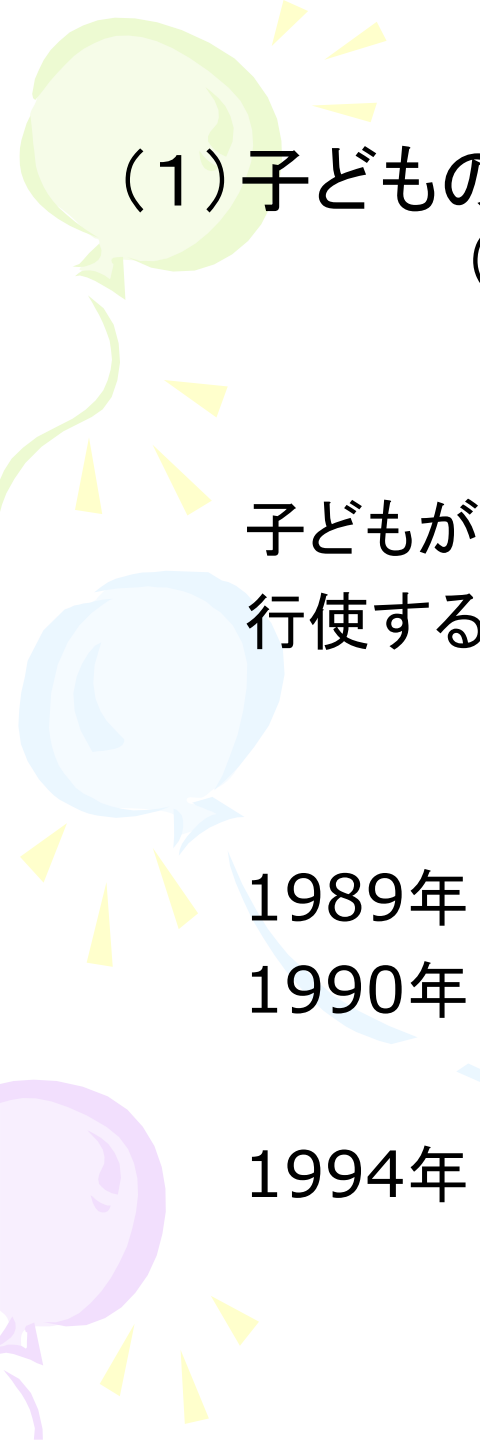


今日のお話

1. 子どもの権利条約と児童福祉法
2. 児童虐待について
3. 施設内虐待
4. 児童虐待の事例
5. 虐待防止委員会
6. 身体拘束適正化委員会
7. 最後に

A decorative graphic on the left side of the slide features three balloons: a light green one at the top, a light blue one in the middle, and a light purple one at the bottom. Each balloon is attached to a thin, wavy streamer and has several small, yellow, triangular shapes radiating from it, resembling a sun or a burst of light.

1. 子どもの権利条約と 児童福祉法



(1) 子どもの権利条約 (児童の権利に関する条約)

子どもが一人の人間として基本的人権を所有し
行使する権利を保障するための条約(国際条約)

1989年 国際連合総会にて採択

1990年 国際条約として発行

日本も署名

1994年 批准

子どもの権利条約が定める「4つの権利」

① 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られる

② 育つ権利

勉強したり遊んだり、持って生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること

③ 守られる権利

紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること

④ 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(2) 改正児童福祉法(2016年改正)

第1条 **全て児童**は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 **全て国民**は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条の2

国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童およびその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

The left side of the slide features three decorative balloons: a green one at the top, a light blue one in the middle, and a purple one at the bottom. Each balloon has a thin string and several small yellow triangular shapes radiating from it, suggesting light or movement.

2. 児童虐待について

児童虐待の定義

大人(親または親にかわる養育者)が18歳未満の子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪影響を与えること

※虐待はあくまでも子どもの側からの定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌いだから、憎いから、意図的にするから、虐待というわけではありません。親がいくら一生懸命であっても、その子をかわいいと思っけていても、子どもの側にとって有害な行為であれば虐待なのです。我々がその行為を親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断するように視点を変えなければなりません。(小林美智子氏 小児科医師)

児童虐待の分類

身体的虐待

- ・殴る・蹴る・投げ落とす
- ・熱湯をかける・溺れさせる
- ・戸外に締め出す など

ネグレクト

- ・適切な衣食住の世話をしない
- ・乳幼児を車内や家に放置する
- ・保護者以外の虐待行為を黙認
放置する など

性的虐待

- ・性的行為の強要
- ・性器や性交を見せる
- ・児童ポルノの被写体にするなど

心理的虐待

- ・言葉による脅迫
- ・無視をしたり、拒否的な態度を示す
- ・配偶者やその他の家族に対し暴力を振舞う など



しつけとは

しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自立した社会生活を送れるようにサポートしていくこと

そのために体罰ではなく、どうすればよいかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要がある

しつけと虐待の違い

- ①虐待は、不適切な養育態度の延長線上にあるもので、多くの養育者は、「しつけのためにしている」と言う
- ②しつけとは、子どもが家庭や社会のルールにかなった望ましいふるまいを身につけられるように、親などが子どもに働きかけること
- ③しつけようとするルールは、多くの人々が納得できる内容
- ④しつけに当たっては、子どもは時間をかけて繰り返し経験しながらルールを身につけていくものと認識する
- ⑤しつけのためであっても、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトに該当する行為は虐待である



虐待が子どもの脳の発達に与える影響

(虐待とは言い切れない大人から子どもに対するよくない関わりも含む)



脳にダメージを与える

年齢が低いときに虐待を受けると特に脳のダメージを受けやすい

マルトリートメントとは

子どもへの**避けたいかかわり**

子どもを怒鳴ったり、叩いたり、つい感情にまかせて親の気分で子への態度を変える

しつけと称して脅したり、暴言をぶついたりといった心理的・精神的な虐待も含まれる



頻度や強度が増したとき、子どもの脳は部位によって委縮したり肥大したりと物理的に損傷する

脳を変形させる体験

- ・心理的な暴力を受けていた
- ・身体的な暴力を受けていた
- ・性的な暴力を受けていた
- ・心理的なネグレクトを受けていた
- ・身体的なネグレクトを受けていた
- ・母(父)が暴力を受けていた
- ・アルコールや薬物乱用者が家族にいた
- ・家庭に慢性的なうつ病、精神病、自殺の危険のある人がいた
- ・子どもを一人で留守番させる
- ・お風呂から出てきた父親が裸でウロウロしている
などなど・・・

マルチトリートメントにより傷つく脳

前頭前野が縮小

厳しい体罰で委縮

視覚野が変形

暴言虐待で変形

扁桃体が変形

強いストレス

聴覚野が縮小

親のDVを見聞きする



虐待を受けた子どもへの影響

①身体的影響

外からみてわかる傷(打撲、熱傷など)、外から見えない傷(骨折、内臓破裂、頭蓋内出血など)、栄養不足、低体重低身長、虫歯など

②心理的影響

虐待された体験がふいにわきあがるフラッシュバック、情緒不安定、愛着障害、自己肯定感が持てないなど

③発達面への影響

安定できない生活環境で生活すると知的な発達が十分に得られないことがある

児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

1. 令和2年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

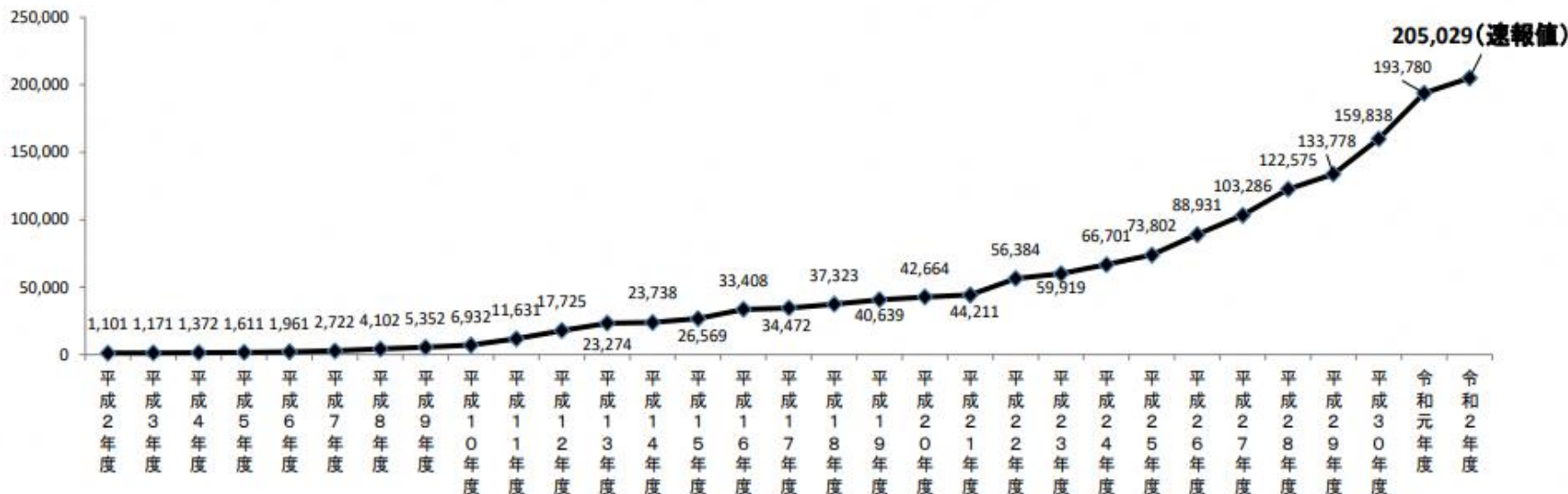
令和2年度中に、全国220か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は205,029件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比+5.8%（11,249件の増加）（令和元年度：対前年度比+21.2%（33,942件の増加））

※ 相談対応件数とは、令和2年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

※ 令和2年度の件数は、速報値のため今後変更がありうる。

2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (速報値)
件数	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,029
対前年度比	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%

（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

3. 主な増加要因

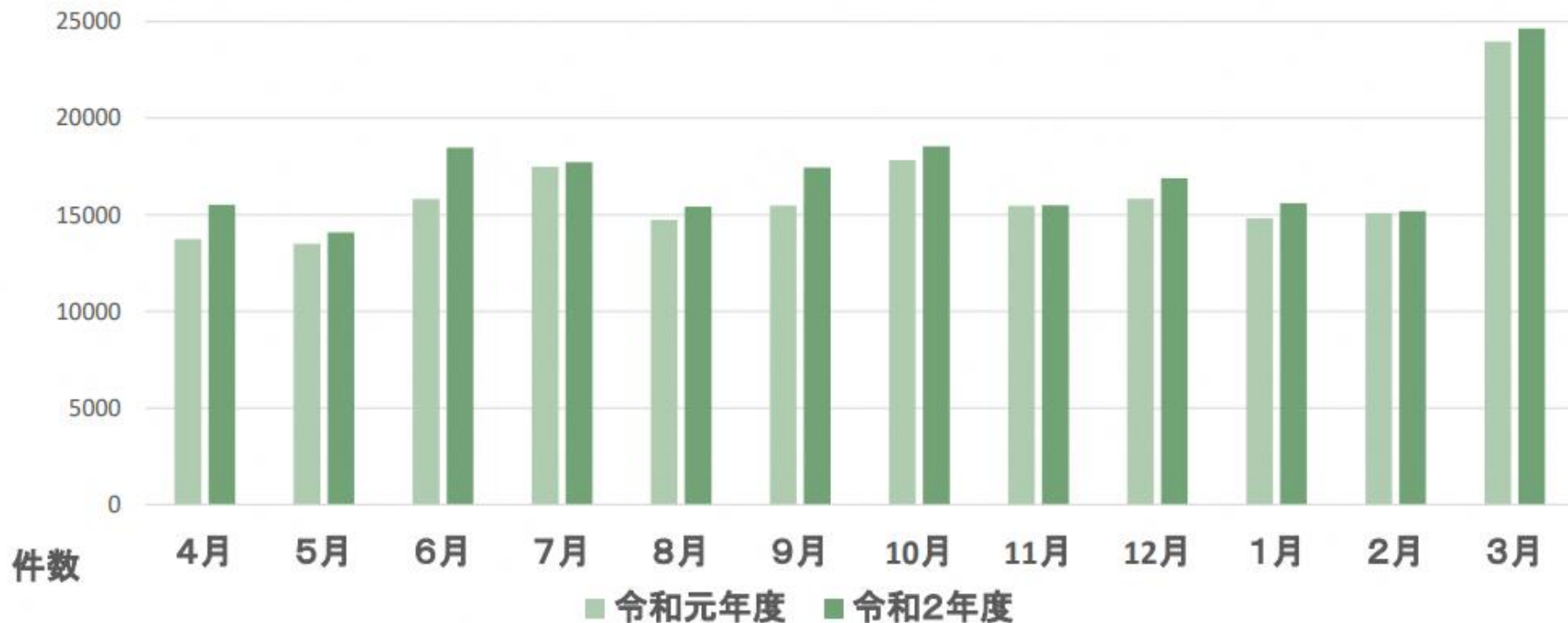
- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（令和元年度：109,118件→令和2年度：121,325件（+12,207件））
- 警察等からの通告の増加（令和元年度：96,473件→令和2年度：103,619件（+7,146件））

（令和元年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り）

- 心理的虐待が増加した要因として、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案（面前DV）について、警察からの通告が増加。

児童相談所での月別の児童虐待相談対応件数(対前年比較)

○ 令和2年度は、前年同月と比べて、多い月もあれば、横ばいの月もある。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和元年度	13,747	13,501	15,817	17,492	14,737	15,475	17,829	15,470	15,837	14,822	15,087	23,966
令和2年度	15,524	14,089	18,480	17,714	15,423	17,439	18,541	15,495	16,899	15,598	15,191	24,636
(対前年同月比)	(+13%)	(+4%)	(+17%)	(+1%)	(+5%)	(+13%)	(+4%)	(+0%)	(+7%)	(+5%)	(+1%)	(+3%)

児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和2年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成21年度	17,371(39.3%)	15,185(34.3%)	1,350(3.1%)	10,305(23.3%)	44,211(100.0%)
平成22年度	21,559(38.2%)	18,352(32.5%)	1,405(2.5%)	15,068(26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942(36.6%)	18,847(31.5%)	1,460(2.4%)	17,670(29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579(35.4%)	19,250(28.9%)	1,449(2.2%)	22,423(33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245(32.9%)	19,627(26.6%)	1,582(2.1%)	28,348(38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181(29.4%)	22,455(25.2%)	1,520(1.7%)	38,775(43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621(27.7%)	24,444(23.7%)	1,521(1.5%)	48,700(47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925(26.0%)	25,842(21.1%)	1,622(1.3%)	63,186(51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223(24.8%)	26,821(20.0%)	1,537(1.1%)	72,197(54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238(25.2%)	29,479(18.4%)	1,730(1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240(25.4%)	33,345(17.2%)	2,077(1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度 (速報値)	50,033(24.4%) (+793)	31,420(15.3%) (-1,925)	2,251(1.1%) (+174)	121,325(59.2%) (+12,207)	205,029(100.0%) (+11,249)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 令和2年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣・知人、家族・親戚、学校からが多くなっている。

	家族 親戚	近隣 知人	児童 本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童 委員	学校等			その他	総 数
				児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	福祉 事務所	保健 センター	保育所	児童福 祉施設	保健所	医療 機関			幼稚園	学校	教育 委員会		
21年度	7,342 (16.6%)	7,615 (17.2%)	504 (1.1%)	2,667 (6.0%)	1,383 (3.1%)	187 (0.4%)	4,608 (10.4%)	474 (1.1%)	787 (1.8%)	614 (1.4%)	226 (0.5%)	1,715 (3.9%)	6,600 (14.9%)	206 (0.5%)	176 (0.4%)	4,858 (11.0%)	209 (0.5%)	4,040 (9.1%)	44,211 (100.0%)
22年度	8,908 (15.8%)	12,175 (21.6%)	696 (1.2%)	3,152 (5.6%)	1,324 (2.3%)	372 (0.7%)	5,535 (9.8%)	453 (0.8%)	862 (1.5%)	722 (1.3%)	155 (0.3%)	2,116 (3.8%)	9,135 (16.2%)	208 (0.4%)	216 (0.4%)	5,197 (9.2%)	254 (0.5%)	4,904 (8.7%)	56,384 (100.0%)
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度 (速報値)	16,763 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,945 (4.9%)	1,463 (0.7%)	705 (0.3%)	8,264 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,619 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,643 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,029 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。



いち は や く
189 知らせて守る
 こどもの未来



～あなたの1本の電話で救われる子どもがいます～

電話料無料
 児童相談所
 虐待対応
 ダイヤル **189**

「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
 - 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
 - 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部の伊勢国からはつながりません。

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、2019年6月に成立した児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年4月1日から施行されました。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を！

子育てを担うことは、大変なことです。子どもに厳が立ったり、イライラすることも…日頃から子育ての具体的なポイントを参考に子どもと向き合い、周囲の力を借りながら子育てしていきましょう。



子育ての具体的なポイント

- 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう
- 「言うことを聞かない」ともいろいろなあります
- 子どもの成長・発達によっても異なることがあります
- 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう
- 注意の方向を変えたり、子どものやる気にも働きかけてみましょう
- 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に
- 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

保護者自身の工夫のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。
- 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着け、ゆっくり5秒数えたり、息を閉じて目にあたって気分転換しましょう。
- 周囲の力を借りることもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気づいていない支援やサービスに出会えたりします。

子育てや出産に関する悩みやご相談は、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

詳しくはこちら <https://www.no-taibatsu.jp>



児童虐待とは…？

<p>身体的虐待</p> <p>殴る、蹴る、叩く、溺れさせる、やけどを負わせる、家の外にしろす など</p>	<p>性的虐待</p> <p>子どもへの性的行為、性的行為をさせる、ポルノグラフィの被写体にする など</p>	<p>ネグレクト</p> <p>乳幼児を車に預けて外出する、食事を与えない、自動車の中に放置するなど</p>	<p>心理的虐待</p> <p>言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう など</p>
---------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------

子どもや保護者がこんなサインを出しているかもしれません



- 子どもについて
 - いつも子どもの泣き叫ぶ声や保護者の怒鳴り声がある
 - 不自然な傷や打撲のあとがある
 - 衣服やからだがいいつも汚れている
 - 落ち着きがなく乱暴である
 - 表情が乏しい、活気がない
 - 夜遅くまで一人で家の外にいる
- 保護者について
 - 地域などと交流が少なく孤立している
 - 小さい子どもを家に置いてまま外出している
 - 子育てに関して拒否的・無関心である／強い不安や悩みを抱えている
 - 子どものけがについて不自然な説明をする

！ 車内に子どもを置いて行かないで！

子ども(乳幼児)は体温調整機能が未熟なこともあり、自動車内など内部の気温が上がりやすい環境では、短時間でも熱中症の危険性が高まります。「眠っているから」「少しだけ」と子どもを自動車などに乗せたまま、その場を離れると思わぬ事故につながる大変危険です。自分で身を守ることでできない子どもを守るのは大人の役割です。十分な気配りを忘れないようにしましょう。



児童相談所虐待対応ダイヤル「189」のフロー

固定電話から発信した場合



189

携帯電話等から発信した場合



「こちらは、児童相談所虐待対応ダイヤルです。この通話は無料です。連絡は匿名でも可能で、内容に関する秘密は守られます。」

「こちらは、児童相談所虐待対応ダイヤルです。この通話は無料です。連絡は匿名でも可能で、内容に関する秘密は守られます。」

発信電話の市内局番により自動振り分け

コールセンターにおいてオペレーターが居住地の地域情報を聴取

市内局番地域が児相の管轄地域と不一致の場合

「お電話ありがとうございます。児童相談所虐待対応ダイヤルです。最寄りの児童相談所の担当者にこの通話をおつなぎしますので、お住まいの場所の郵便番号を教えてくださいませんか。」

市内局番地域が、児相の管轄地域と一致している場合

市内局番地域が都道府県を跨ぐ場合

市内局番地域が都道府県内の児童相談所の管轄地域を跨ぐ場合

(郵便番号がわからない場合)「それでは町名までで結構ですので、ご住所を教えてくださいませんか。担当の児童相談所にお電話をおつなぎしますのでこのままお待ちください。」

「お住まいの都道府県を選択してください。〇〇県は1を、△△県は2を押ししてください。」

「お住まいの地域を選択してください。〇〇市は1を、△△市は2を押ししてください。」



1

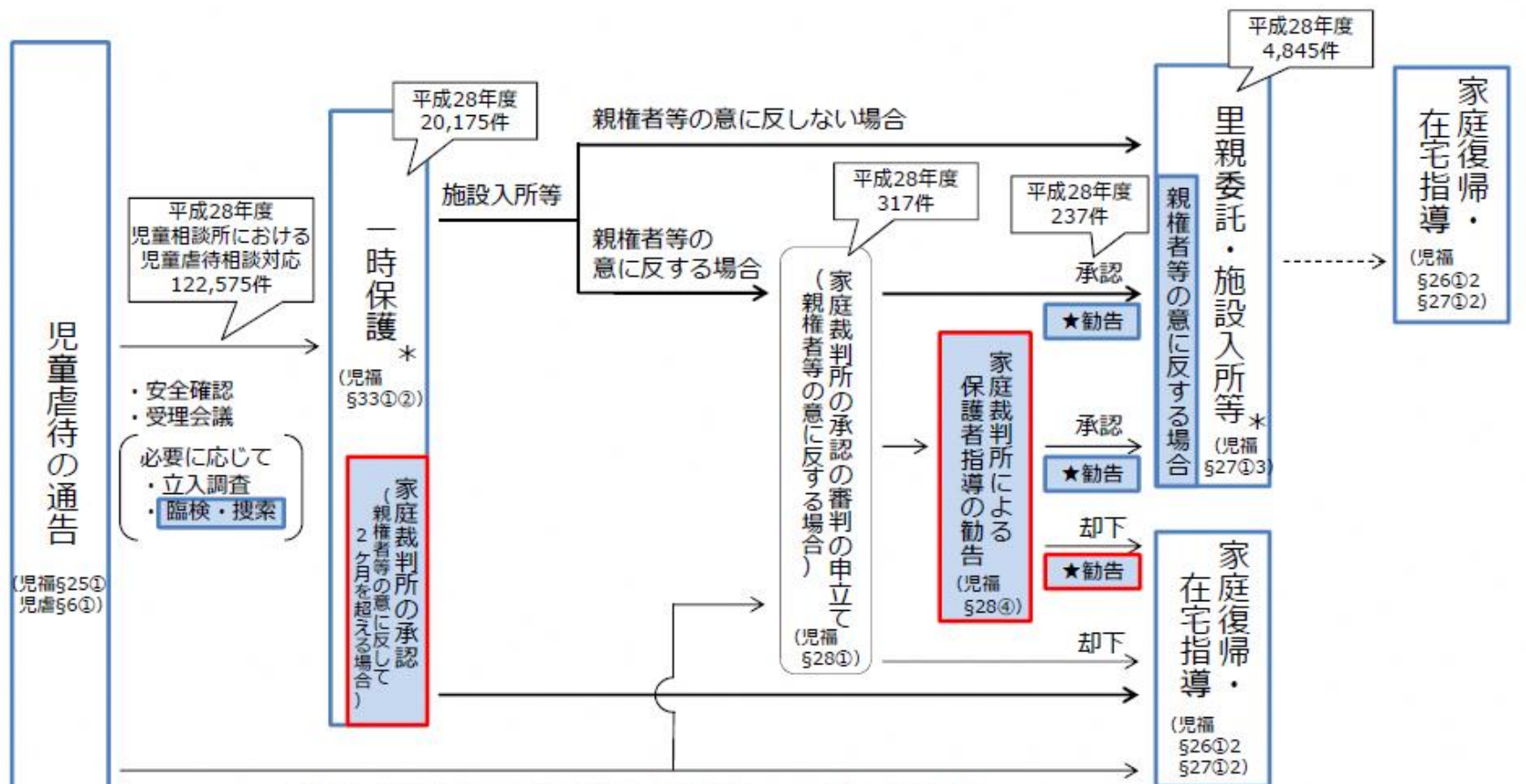
2

3

管轄の児童相談所

4

児童虐待対応の基本的な流れ（改正後イメージ）



*一時保護又は里親委託・施設入所等の措置が採られている場合、必要に応じて
 ・面会・通信制限 (児虐§12①)
 ・接近禁止命令 (児虐§12の4①) を実施
 (今回改正により、一時保護、親権者等の意に反しない施設入所等の措置の場合にも
 接近禁止命令の対象を拡大)

■ : 裁判所が関与
 ■ : 今回改正により裁判所の関与を導入
 ★ : 勧告は必要に応じて実施 (任意)

A decorative graphic on the left side of the slide features three balloons in shades of green, blue, and purple, each with yellow streamers and triangular flags. The text '3. 施設内虐待' is positioned to the right of the balloons.

3. 施設内虐待

施設内虐待対応のポイント

①虐待は許されない

虐待は、強者弱者という濃い支配関係の中で起きる、重大な人権侵害

②障害の定義

障害≡生きづらさ

③福祉施設従事者による障害者虐待

④通報義務により早期に救済対応につなぐ

気づきの範囲を広げ、早期救済を目指す

- ・匿名の通報でもよい 守秘義務には反しない
- ・虐待通報を理由とする解雇や減給等の禁止

⑤虐待防止・予防

⑥組織的対応の必要性

事業所としての責任

施設内における虐待

施設従業者による虐待

- ①児童の体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加えること
- ②児童にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること
- ③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての看護を著しく怠ること
- ④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう)その他の児童に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと

虐待に早く気づくために

特定の職業に人に早期発見の努力義務

- ①虐待を発見しやすい立場にあることを自覚する
- ②虐待の早期発見に努める義務がある

特定の職業とは

学校の教員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、児童委員、警察職員、人権擁護委員、母子自立支援員、女性相談員、家庭裁判所調査官など

虐待に気がついたら

①まず、通告

児童虐待防止法では、**虐待を受けたと思われる子ども**を発見した者は、速やかに通報しなければならない、と定めている

②通報後の通報者の保護

通告は守秘義務に優先する

通告によって、福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはない

虐待の通告は、本人の同意を得ずに行うことが可能

児童福祉施設職員等は、通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない

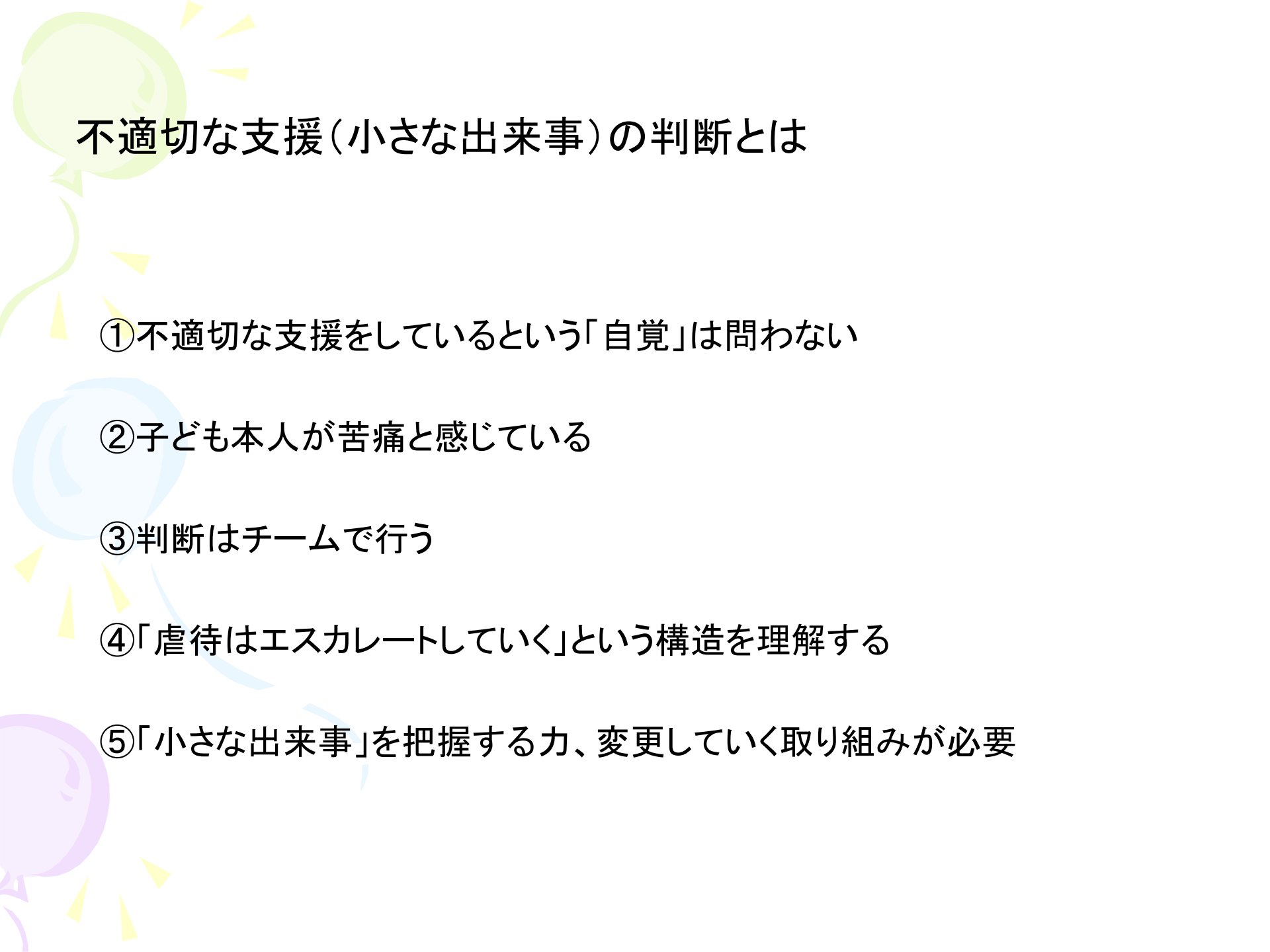
事業所や施設において虐待が起こりやすい背景

- ・事業所・施設が**密室**の構造となっていることが多い
- ・指導、しつけの一環という意識のもとで人格意識が欠如している
- ・障害児の権利を侵害する**小さな出来事からエスカレート**していく
- ・問題行動のある子どもに対する専門的な支援技術が欠如している
- ・職員の個人的性格、ストレスが関係している
- ・職員が他の職員の虐待を内緒にし、仲間としてかばう傾向にある
- ・職員が上司に報告しても改善されない
- ・虐待を受けた子どもが伝えられないことが多い
- ・虐待を受けた子どもが伝えても理解されないことが多い
- ・保護者が子どもを見てもらっているという負い目を持ち、虐待する側を守る

「小さな出来事」とはなにか

薄いグレー

濃いグレー



不適切な支援(小さな出来事)の判断とは

- ① 不適切な支援をしているという「自覚」は問わない
- ② 子ども本人が苦痛と感じている
- ③ 判断はチームで行う
- ④ 「虐待はエスカレートしていく」という構造を理解する
- ⑤ 「小さな出来事」を把握する力、変更していく取り組みが必要

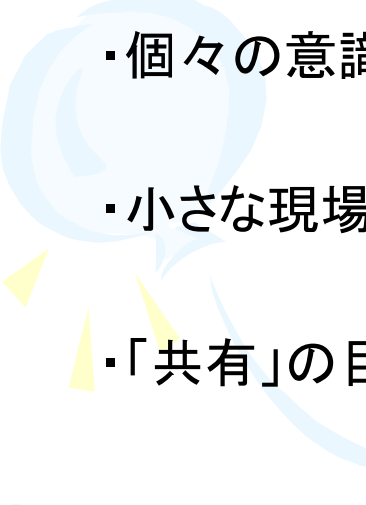



不適切な支援、虐待を予防するために

- ①リスクのある生活環境であることを自覚する
- ②子どもの言動・行動に刺激を受けることを自覚する
- ③タイムアウト、レスパイトの具体的方策を持つ
- ④子どもの生活史(ライフヒストリー)を丁寧にひもといていく



小さな出来事の共有

- ・小さな出来事は権利擁護の意識
 - ・個々の意識レベルをある程度合わせてから
 - ・小さな現場で共有する
 - ・「共有」の目的は、現場の支援をより良いものにする事
- 
- 

意識を共有しにくい・しやすい職場

- ・余裕がない
- ・支援がむずかしいということが言い訳になっている
- ・職場全体で「だめ」という雰囲気がない
- ・相談できる人がいない

→意識を共有しやすい職場

- ・相談できる職場
- ・指摘し合える職場
- ・評価し合える職場
- ・支え合える職場
- ・常時が個々の考えや価値観を受けとけてくれる職場



4. 児童虐待の事例

施設・事業所における虐待

○津山ひかり学園ひかりの風（障害児入所施設）

岡山県津山市 定員30名

職員の男2人（児童指導員と看護師）が重度の知的障害がある高校男子に対し、椅子ごと押し倒したり、トイレットペーパーを口に入れたりするなど虐待行為を行った。この2人は虐待を通報したと同僚の20代男性職員を疑い、バットで脅迫したなどして逮捕。虐待に関しても暴行容疑で再逮捕。

9月に施設長に通報があり、翌日県と児童相談所に報告
昨年11月、男性看護師が日常的に大声を出すことがあり、その声に驚いた児童が保護者に相談。報告を受けた児童相談所の指導があった。
（読売新聞 令和3年10月19日付）

○京都府立桃山学園（障害児入所施設）

京都府伏見区 定員30名

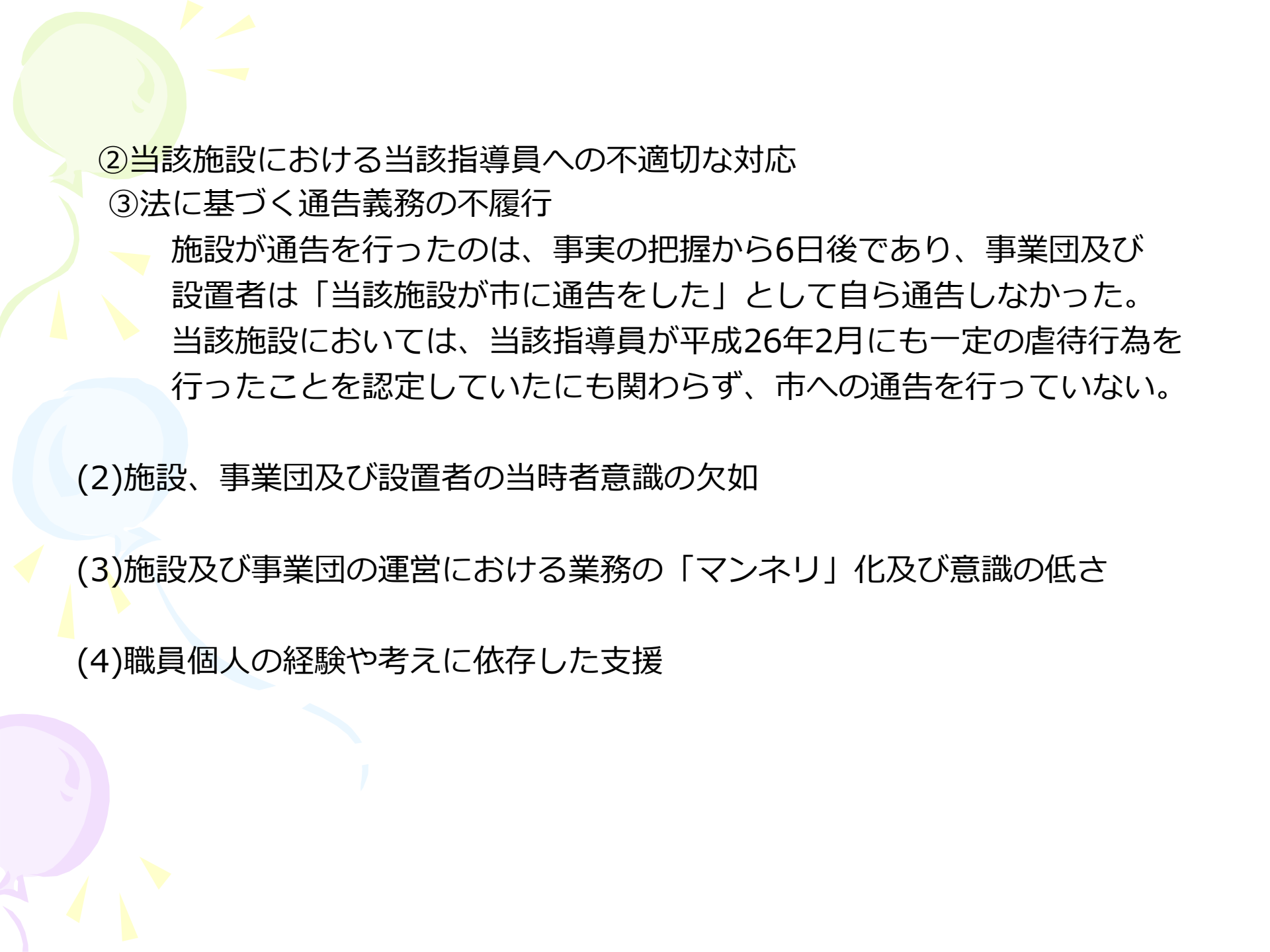
入所児童の保護者から「当該施設の50代男性指導員がハサミを持ち出し、男児の陰部に親指大の切り傷を負わせた」と申し出があった。警察は当該職員を障害などの疑いで逮捕。覚えがないと容疑を否認。

調査結果から明らかになった事実及び問題点

(1)虐待に対する認識および対応の甘さ

①本事案の把握の機会の見逃し

- ・当日朝、当該指導員がハサミで男児を脅す心理的虐待行為を目撃
- ・当日朝、男児に塗り薬を塗る際、男児から「当該指導員に(陰部)を切られた」との訴えを聞き、実際の陰部の傷を確認
- ・当日の午後になり、男児の通う学校から「睾丸にぱっくり割れた傷を発見した」との報告を受け、施設の看護師と別の職員へ口頭で引継ぎを行った。看護師は、皮膚炎によるひっかき傷と思い込み、実際に傷の確認を行わなかった。



②当該施設における当該指導員への不適切な対応

③法に基づく通告義務の不履行

施設が通告を行ったのは、事実の把握から6日後であり、事業団及び設置者は「当該施設が市に通告をした」として自ら通告しなかった。当該施設においては、当該指導員が平成26年2月にも一定の虐待行為を行ったことを認定していたにも関わらず、市への通告を行っていない。

(2)施設、事業団及び設置者の当時者意識の欠如

(3)施設及び事業団の運営における業務の「マンネリ」化及び意識の低さ

(4)職員個人の経験や考えに依存した支援

性的虐待

○ 女児 自閉症 13歳

母親と本児・弟(自閉症児)の3人家族

施設より帰宅中、自宅において深夜、母親、母親の交際相手の男性、弟、本児が同じ部屋で就寝しているところ、男性から裸にされ性的被害を受けた。

その後の対応

- ・母親、児童相談所、施設で協議
- ・本児は婦人科へ受診、心理的影響を考え児相心理担当者によるフォローを行う
- ・警察へ相談(母親へ男性からの嫌がらせの可能性も含め)
- ・学校へ事情説明(本児の様子の変化等連携して見守りをする)
- ・千葉県へ報告

心理的虐待（面前DV）

○ 5歳 ダウン症女兒 重度知的障害

午後9時59分。父親より「妻とトラブルになっている」との110番通報。児童が夜になっても大声を出していることから母に対して「もっと静かにできないか」と言ったところ母より父の人格を否定するような言葉があり口論となる。父親はこのままでは母親を殺してしまうとの思いがあり通報。以前も同様のことで児童の前で口論しており、心理的虐待を与える可能性が高いことから身柄通告となる。

その後の対応

- ・児相による母親と父親への面談
- ・離婚にむけて協議
- ・子どもを引き取るために母親は親戚の家へ転居
- ・生活環境が整ったところで家庭引き取り

身体拘束

女兒 自閉症 14歳

父親の母親に対するDVのため心理的虐待で入所。
在宅中はその影響で自傷や抜毛をすることが増えた。
両親離婚。入所後家族再構築のため母親との面会を繰り返していた。
本児の不安が強く自傷行為がひどくなる時期がある。

学校より頻繁に頭叩きの自傷が増え、シーネを付けて過ごすことを
保護者の了解を取った上で行いたいとの連絡がある。

施設としては、身体拘束にあたるため了承できない、主治医も違う
方法をするように指示されている旨を伝えるが、保護者の了解が取
れた為使用開始。(施設側は報告されていなかった)

施設ではシーネを付けられないことに納得できず自傷が激しくなる。

施設と学校で協議

学校より

常に大人が側に付いていないと体から力が抜けない。周りの環境にも反応しやすい。

シーネを巻いて徐々に減らしていく予定であった。今後は他の方法(サポーターを巻く)で統一し、プログラムを立てて徐々につけなくてもよい状態に持っていきたい。

施設より

入所前は不安が強くなったときは自傷があり、一晩で髪の毛がなくなることもあった。

シーネは自傷自体をさせないことには繋がるが根本にある原因や不安を取り除けるわけではない。施設では大人と手を繋ぎ過ごし、状況によってはひとりで過ごすこともある。

物や人にこだわりや固執が強いお子さんのため先を見通した対応をしたい。

参考画像



8168S

8168M

8168L

放デイ送迎中のわいせつ行為

40歳男性

「子どもに関する福祉の仕事がしたい」と熱意を面接時に語り、障害児施設での勤務経験もあり、人で不足から採用。しかし、女兒にばかり近づこうとし、子どもと接しない業務へ配置換えをした。

ある日、男は送迎車に添乗員として勝手に乗り込み、運転席の後ろで女兒の下着に触れ、動画を撮影。帰宅した女兒が両親に伝え発覚。別の女兒3人にもわいせつ行為をしていたとして、強制わいせつなどの罪で懲役7年の判決を受けた。



5. 虐待防止委員会

虐待防止委員会とは？

- 運営規程で定めた「虐待を防止するための措置」として、その具体的な組織としての取り組みとして「虐待防止委員会」の設置を推奨していましたが、**令和4年度から必置**となります。（**全ての事業所が対象**となります）
- 虐待防止委員会の責任者（委員長）は、通常、管理者が担うこととなります。
- 虐待防止委員会を組織的に機能させるために、各サービス事業所のサービス管理責任者やサービス提供責任者、ユニットリーダー等、各事業所や現場で虐待防止のリーダーになる職員を虐待防止マネジャーとして配置。
- 複数事業所があり、虐待防止マネジャーが複数名配置されている場合は各事業所間、マネジャー間で虐待への認識の相違が起きないように、相互確認を行ったり、複数名で同一現場を確認ながらチェックリストを用い、基準を統一することがポイント。

虐待防止委員会の主な役割

1. 虐待防止のための計画づくり
2. 虐待防止のチェックとモニタリング
3. 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、
- ・職員のストレスマネジメント
- ・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止
- の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携
- ・**身体拘束に関する適正化についての検討** 等

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員：虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長 利用者や家族の
代表者 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・**身体拘束に関する適正化についての検討** 等

職員

職員

職員

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員：虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長 利用者や家族の
代表者 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・**身体拘束に関する適正化についての検討** 等

職員

職員

職員

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員：虐待防止マネジャー
(サービス管理責任者等)
看護師・事務長 利用者や家族の
代表者 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・**身体拘束に関する適正化についての検討** 等

職員

職員

職員

虐待防止のチェックとモニタリング

- 虐待が起こりやすい職場環境の確認
- 各職員が定期的に自己点検
- 現場で抱えている課題を委員会に伝達
- 発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況について報告

チェックリストや運用ルールを設定し、
委員会へ情報が提供される仕組みを作る

虐待を防止するための取組について

(1) 日常的な支援場面等の把握

① 管理者による現場の把握

- 管理者が現場に直接足を運び支援場面の様子をよく見たり、雰囲気を感じる
- 発言などから不適切な対応が行われていないか日常的に把握する
- グループホーム等、地域に点在する事業所は管理者等の訪問機会も少なく、目が届きにくい
- ホームヘルパーや相談支援員も直接支援現場を見ることがしづらい
- 頻繁に巡回する、職員面談等、管理体制に留意する

②性的虐待防止の取り組み

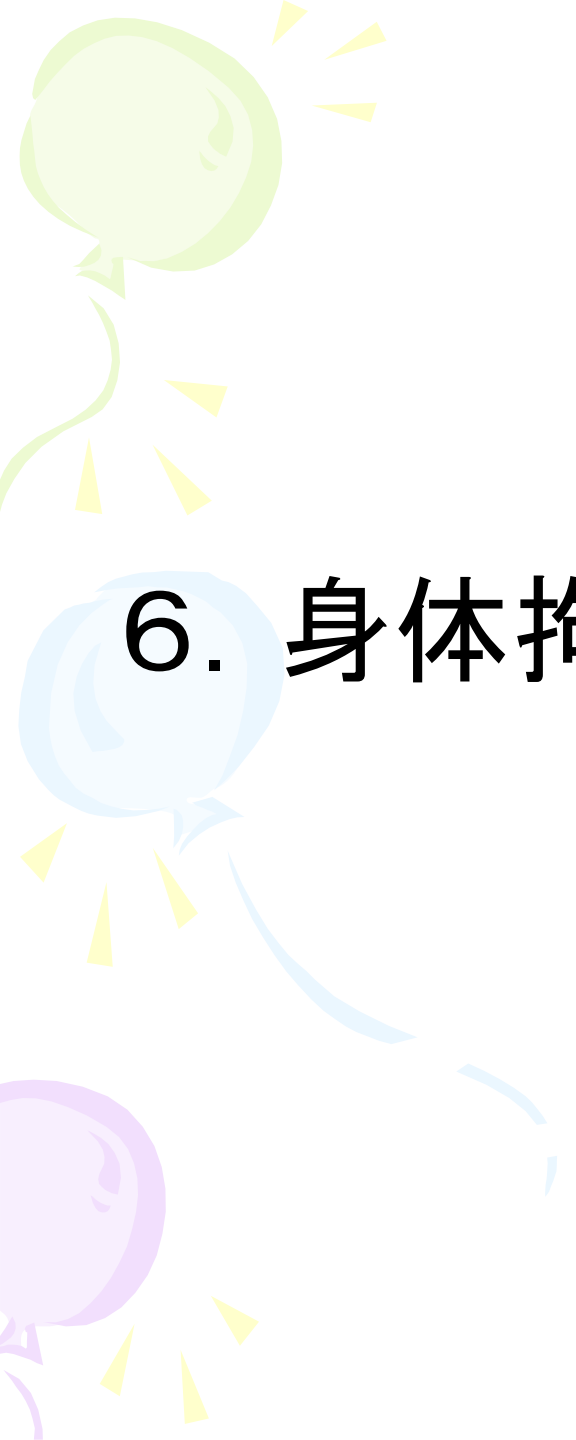
- ・虐待場所が目につきづらい、被害者が知られたくないという思いが潜在化しやすいことを念頭に
- ・近年はスマートフォンを利用し、成人だけでなく児童に対しても行われている
- ・大丈夫だろう、ではなく現実的な対応をとる
- ・同性介助の体制を徹底する
- ・プライベートゾーンの意識化
- ・業務中のスマートフォン等の携行禁止
- ・利用者に対する虐待への理解啓発研修 等

風通しのよい職場づくり

- ・職場内に「話してもよい」安心感を生むこと
- ・人は感情で動く、信頼、信用がないところには会話はしない
- ・特に上司の聞く姿勢、その後のアクションによって、「話しにくい」「話す意味がない」がきまる
- ・会議体も適切にPDCAが回るように行わないと、同じことが起きる
→最低でも、決定事項、担当、期日は議事録で共有する
- ・職場づくりの最初は、上司から部下へ情報を取りに行く
- ・週次で1対1面談などは有効
- ・業務上必要な情報共有の場所や更新ルール等は共通認識があるか

虐待防止のための具体的な環境整備

- ①事故・ヒヤリハット報告書、自己チェック表とPDCAサイクルの活用
- ②苦情解決制度の利用
- ③サービス評価やオンブズマン、相談支援専門員等外部の目の活用
- ④ボランティアや実習生の受け入れと地域との交流
- ⑤成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用



6. 身体拘束適正化委員会

身体拘束等の適正化の推進

- 身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、**減算要件の追加**を行う。
※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設
- **訪問系サービスについても**、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、**運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設**する。
※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

運営基準

以下、②から④の規定を追加する（訪問系以外のサービスについては、①は既に規定済）。訪問系サービスについては、①から④を追加する。

②から④の規定は、令和3年4月から努力義務化し、令和4年4月から義務化する。なお、訪問系サービスにおいて追加する①については、令和3年4月から義務化する。

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会を定期的に開催**するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的に実施**すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

減算の取扱い

運営基準の①から④を満たしていない場合に、基本報酬を減算する。（身体拘束廃止未実施減算5単位/日）

ただし、②から④については、令和5年4月から適用する。

なお、訪問系サービスについては、①から④の全てを令和5年4月からの適用とする。

身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは・・・ ※以下のすべてを満たすこと

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。



身体拘束廃止の意味

- 1) 自由を奪う人権侵害をなくす
- 2) 法令を守る、そして人としての尊厳を守る
- 3) 専門性を高め、支援の質を高める

「緊急やむを得ない」を考える

- 1) 「緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならない」
- 2) 「緊急やむを得なければ」許されるのか
- 3) 「緊急やむを得ない」とはどういうことか
 - ① 支援力不足(専門性)?
 - ② 人材不足?
 - ③ 安全と安心?
 - ④ 責任回避?
- 4) 「緊急やむを得ない」理由を探していないか?

やむを得ず身体拘束を行うときの最低要件

1 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

2 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

3 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であること

厳格な手続き

- ① 要件をすべて満たしても
- ② 手続きを踏んで
- ③ 安易に行わず
- ④ 慎重に判断する
- ⑤ 常に「誰のため」「何のため」「本当に他の方法はないのか等々「繰り返し自問する(疑問を抱き続ける)」ことが大切

※要件と手続きを踏めば免罪符となる訳ではない

組織としての方針・考え方を明確に

- ① 組織（法人・施設・事業所等）として虐待・身体拘束に対してどう考えるのかを明確にする
- ② また、身体拘束等の適正化のための指針作成は2022年4月から基準省令上義務化される（すべての事業所で策定が求められる）
- ③ 理念・方針・体制・研修・3要件・手続き・実施後の報告や情報公開の在り方等について記載される必要がある

身体拘束適正化委員会（仮称）

- ① 身体拘束適正化のため委員会設置開催は2022年4月から義務化されます（現在は努力義務）
- ② 虐待防止委員会等の中で一緒に議論されてもよい
- ③ 個別支援会議・意思決定支援会議等でも協議するでもよい

様々な視点機会を捉えて見直していくことは重要

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化委員会）

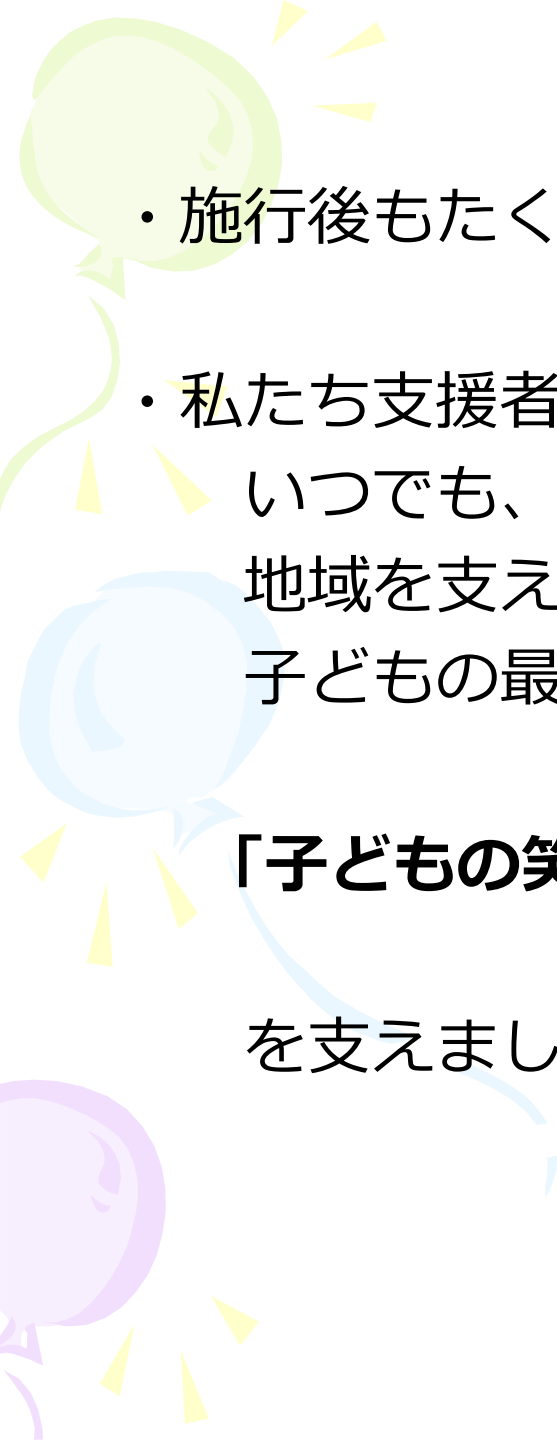
ア	身体拘束等についての報告するための様式を整備すること
イ	従業者は、身体拘束の発生ごとにその状況、背景などを記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること
ウ	身体拘束適正化委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること
エ	事例の分析にあたっては、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること
オ	報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。
カ	適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。

身体的拘束等の適正化のための指針

ア	事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
イ	身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
ウ	身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
エ	事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
オ	身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
カ	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
キ	その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

A decorative graphic on the left side of the slide features three balloons: a green one at the top, a light blue one in the middle, and a purple one at the bottom. Each balloon is attached to a streamer and has several small yellow triangles radiating from it, suggesting movement or light. The text '7. 最後に' is centered horizontally and partially overlaps the middle blue balloon.

7. 最後に



- ・ 施行後もたくさんの虐待がある

- ・ 私たち支援者は

 - いつでも、だれでも

 - 地域を支え、地域に支えられる施設をめざして

 - 子どもの最善の利益のために

「子どもの笑顔と笑い声のあふれた生活」

を支えましょう！



ご清聴ありがとうございました。